

令和7年度職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：上三川町

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.9%
全職員	78.2%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期のない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	95.8%
本庁課長補佐相当職	94.9%
本庁係長相当職	106.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	107.0%
31年から35年	95.7%
26年から30年	93.2%
21年から25年	99.6%
16年から20年	99.5%
11年から15年	99.4%
6年から10年	99.5%
1年から5年	88.7%

【説明欄】

- (1) 1 全職員に係る情報で「全職員」の差異については、会計年度任用職員、臨時的任用職員が女性職員に多いことが要因となっている。
- (2) 2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別の情報での差異は、本庁課長相当職、課長補佐相当職の扶養手当や住居手当を受給している職員が男性職員に多いことに加え、在級年数の短い女性職員が多いことが要因となっている。また、本庁係長相当職の差異については、定年延長職員による金額の差異が要因となっている。
- (3) 2 「任期の定めのない常勤職員」に係る勤続年数別の情報で、「36年以上」の差異は、定年延長職員による金額の差異が要因となっている。また、それ以外の勤続年数の差異は、前歴換算や昇任昇格の差異、扶養手当や住居手当を受給している職員が男性職員に多いことが要因となっている。